

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務部法務文書課（毎週火・金曜日発行）

目次

条 例

○指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例	第50号	(自然環境課)	1069
○薬物の濫用の防止に関する条例	第51号	(医薬安全課)	1070
○愛知県中小企業振興基本条例	第52号	(産業労働政策課)	1074
○移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	第53号	(公園緑地課)	1077
○移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	第54号	(道路維持課)	1080
○愛知県防災会議条例の一部を改正する条例	第55号	(防災危機管理課)	1083
○愛知県災害対策本部条例の一部を改正する条例	第56号	(防災局災害対策課)	1084
○国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例	第57号	(医務国保課)	1084
○愛知県都市公園条例の一部を改正する条例	第58号	(公園緑地課)	1084
○愛知県流域下水道条例の一部を改正する条例	第59号	(下水道課)	1085
○特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例の一部を改正する条例	第60号	(河川課)	1087
○愛知県手数料条例の一部を改正する条例	第61号	(建築指導課)	1089
○愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例	第62号	(保安課)	1092
○愛知県暴力団排除条例の一部を改正する条例	第63号	(組織犯罪対策課)	1092

本号で公布された条例のあらまし

◇指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（条例第50号）

- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正等により条例で定めることとされた指定猟法禁止区域等の標識の寸法について、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の様式に定めのある寸法については当該寸法とし、それ以外のものについては知事が定める寸法とすることとした。
- この条例は、公布の日から施行することとした。

◇薬物の濫用の防止に関する条例（条例第51号）

- 薬物の濫用の防止を図り、もって県民の健康と安全を守り、及び県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とすることとした。
- この条例において「薬物」とは、大麻、覚醒剤及び覚醒剤原料、麻薬、麻薬原料植物及び向精神薬、けし、あへん及びけしがら、毒物及び劇物取締法施行令第32条の3に規定する物並びに薬事法第2条第14項

に規定する指定薬物（以下「大麻等」という。）並びに大麻等と同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物であって、濫用されることにより人の健康に係る被害が生ずると認められるもののうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものとして知事が指定するもの（以下「知事指定薬物」という。）をいうこととした。

- 3 県及び県民の責務を定めることとした。
- 4 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的に推進するための体制を整備することとした。
- 5 薬物の濫用に関する次の基本的な施策について定めることとした。
 - (1) 薬物に関する調査研究並びに薬物に係る試験及び検査に関する研究及び技術開発の推進並びにそれらの成果の普及
 - (2) 薬物に関する情報の収集及び整理並びに最新の科学的知見に基づく分析及び評価
 - (3) 県民に対する情報の提供
 - (4) 教育及び学習の振興に必要な措置
 - (5) 監視及び指導
- 6 次の行為を禁止することとした。
 - (1) 正当な理由がある場合を除き、知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。
 - (2) 正当な理由がある場合を除き、知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。）。
 - (3) 正当な理由がある場合を除き、知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。
 - (4) 知事指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で所持すること。
 - (5) 多数の者が集まって知事指定薬物をみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。
- 7 知事は、6の行為を行った者に対し、警告を発することができることとした。
- 8 知事は、6(1)から(3)までの行為に係る7の警告に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与若しくは広告の中止を命じ、又は相当の期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができることとした。
- 9 6(1)又は(2)の行為を行った者、8の命令に違反した者等に対する罰則を設けることとした。
- 10 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、6から9までについては、平成25年4月1日から施行することとした。

◇愛知県中小企業振興基本条例（条例第52号）

- 1 前文を設け、この条例の趣旨を明らかにすることとした。
- 2 中小企業の振興を図り、もって地域社会の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とすることとした。
- 3 中小企業の振興に関する基本理念を定めることとした。
- 4 県の責務、中小企業者及び中小企業団体の取組等、大企業者等及び金融機関の配慮等並びに大学等及び県民の協力について定めることとした。
- 5 中小企業の振興に関する次の基本的な施策について定めることとした。
 - (1) 経営基盤の強化、経営の革新及び創業の促進
 - (2) 資金の供給の円滑化
 - (3) 人材の育成及び確保の支援
 - (4) 商業の集積の活性化
- 6 県は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、小規模企業者の事情に配慮するものとする事とした。
- 7 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（条例第53号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により条例で定めることとされた県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について、次のとお

り定めることとした。

(1) 園路及び広場のうち一以上は、次の基準に適合するものであること等

ア 出入口の幅は、原則として120センチメートル以上とすること。

イ 通路の幅は、原則として180センチメートル以上とすること。

ウ 出入口及び通路には、原則として車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(2) 休憩所のうち一以上及び管理事務所は、次の基準に適合するものであること等

ア 出入口の幅は、原則として120センチメートル以上とすること。

イ 出入口には、原則として車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(3) 駐車場のうち一以上に、規則で定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設を設けること等

(4) 便所は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること等

(5) 掲示板及び標識は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること等

(6) その他の特定公園施設は、規則で定める基準に適合するものであること。

2 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができることとした。

3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（条例第54号）

1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により条例で定めることとされた県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準について、次のとおり定めることとした。

(1) 歩道及び自転車歩行者道

ア 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けること等

イ 歩道及び自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造の技術的基準を定める条例に規定する幅員の値以上とすること等

(2) 立体横断施設

高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設を設けること等

(3) 自動車駐車場

自動車駐車場には、規則で定める数以上の障害者が円滑に利用することができる駐車のために供する部分を設けること等

(4) 案内標識

交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、規則で定める案内標識を設けること。

(5) 視覚障害者誘導用ブロック

歩道、自転車歩行者道、立体横断施設の通路等には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、規則で定める視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県防災会議条例の一部を改正する条例（条例第55号）

1 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命される愛知県防災会議の委員の任期を2年とすることとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県災害対策本部条例の一部を改正する条例（条例第56号）

1 災害対策基本法の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例（条例第57号）

- 1 普通交付金及び特別交付金の総額の交付金の総額に占める割合を変更することとした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県都市公園条例の一部を改正する条例（条例第58号）

- 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による都市公園法の一部改正により条例で定めることとされた県が設置する都市公園の配置及び規模の基準並びに公園施設の建築面積の基準に係る割合について、次のとおり定めることとした。
 - (1) 次の都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて県内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めること。
 - ア 近隣公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準として定めること。
 - イ 地区公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準として定めること。
 - ウ 運動公園及び広域公園は、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。
 - (2) (1)アからウまでの都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めること。
 - (3) 一の都市公園に公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、原則として100分の2を超えてはならないこと。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県流域下水道条例の一部を改正する条例（条例第59号）

- 1 新川西部流域下水道を設置することとした。
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による下水道法の一部改正により条例で定めることとされた終末処理場の維持管理に関する事項及び流域下水道の構造の技術上の基準について、次のとおり定めることとした。
 - (1) 終末処理場の維持管理に関する事項
活性汚泥を使用する処理方式による場合は、活性汚泥の解体又は膨化を生じないようにエアレーションを調節すること等
 - (2) 流域下水道の構造の技術上の基準
 - ア 排水施設及び処理施設は、堅固で耐久力を有する構造とすること等
 - イ 排水施設の排水管の内径等は、知事が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水道量に並び、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする等
 - ウ 終末処理場である処理施設は、脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること等
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、1については、平成25年3月31日から施行することとした。

◇特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例の一部を改正する条例（条例第60号）

- 1 条例の題名を「特定都市河川浸水被害対策法施行条例」に改めることとした。
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による特定都市河川浸水被害対策法の一部改正により条例で定めることとされた雨水貯留浸透施設又は保全調整池が存する旨を表示した標識の設置に関し必要な事項について、次のとおり定めることとした。
 - (1) 雨水貯留浸透施設が存する旨を表示した標識は、名称、雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号、容量（容量のないものにあつては、規模）、構造の概要等を明示したものとすること。

- (2) 保全調整池が存する旨を表示した標識は、名称、指定番号、容量、構造の概要等を明示したものとすること。
 - (3) 雨水貯留浸透施設又は保全調整池が存する旨を表示した標識は、雨水貯留浸透施設又は保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けること。
- 3 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県手数料条例の一部を改正する条例（条例第61号）

- 1 新たに長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料を徴収することとし、その額を定めることとした。
- 2 この条例は、平成25年1月1日から施行することとした。

◇愛知県風俗案内所規制条例の一部を改正する条例（条例第62号）

- 1 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整理を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇愛知県暴力団排除条例の一部を改正する条例（条例第63号）

- 1 都市公園の敷地の周囲200メートルの区域内を暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域とすること等とした。
- 2 この条例は、平成25年1月1日から施行することとした。ただし、一部については、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

条 例

指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十号

指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第十五条第十四項ただし書（法第二十八条第九項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。）及び第三十四条第七項（法第三十五条第十二項において準用する場合を含む。）並びに鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号。以下「令」という。）第三十七条第二項ただし書の規定に基づき条例で定める標識の寸法は、次の各号に掲げる標識の区分に応じ、当該各号に定める様式に定める寸法（当該様式に定めのないものにあつては、知事が定める寸法）とする。

- 一 指定猟法禁止区域の標識 令様式第四
- 二 鳥獣保護区の標識 令様式第八
- 三 特別保護地区の標識 令様式第九
- 四 特別保護指定区域の標識 令様式第十
- 五 休猟区の標識 令様式第十一

- 六 特定猟具使用禁止区域の標識 令様式第十三
- 七 特定猟具使用制限区域の標識 令様式第十四

附則

この条例は、公布の日から施行する。

薬物の濫用の防止に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十一号

薬物の濫用の防止に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 推進体制の整備及び薬物の濫用の防止に関する基本的な施策（第五条―第十条）
- 第三章 知事指定薬物の濫用の防止のための規制（第十一条―第十六条）
- 第四章 雑則（第十七条）
- 第五章 罰則（第十八条―第二十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、薬物の濫用の防止について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県が実施する施策に関する基本的な事項を定め、及び必要な規制を行うことにより、薬物の濫用の防止を図り、もって県民の健康と安全を守り、及び県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「薬物」とは、次に掲げる物をいう。

- 一 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）第一条に規定する大麻
- 二 覚せい剤取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）第二条第一項に規定する覚せい剤及び同条第五項に規定する覚せい剤原料
- 三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）第二条第一号に規定する麻薬、同条第四号に規定する麻薬原料植物及び同条第六号に規定する向精神薬
- 四 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三条第一号に規定するけし、同条第二号に規定するあへん及び同条第三号に規定するけし
- 五 毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第三十二条の二に規定する物

六 薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第二条第十四項に規定する指定薬物

七 前各号に掲げるもののほか、これらと同等に、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物であつて、濫用されることにより人の健康に係る被害が生ずると認められるものうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものとして知事が指定するもの（以下「知事指定薬物」という。）

（県の責務）

第三条 県は、薬物の濫用の防止に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、国、他の地方公共団体及び薬物の濫用の防止を目的とする団体と連携を図りながら協力して、薬物の濫用の防止に関する施策の推進に取り組むものとする。

（県民の責務）

第四条 県民は、薬物の危険性に関する知識と理解を深め、薬物の濫用を防止するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する薬物の濫用の防止に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第二章 推進体制の整備及び薬物の濫用の防止に関する基本的な施策

（推進体制の整備）

第五条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

（調査研究等）

第六条 県は、薬物の濫用の防止に関する施策を最新の科学的知見に基づき適切に実施するため、薬物に関する調査研究を行うとともに、薬物に係る試験及び検査に関する研究及び技術開発を推進し、並びにそれらの成果の普及を図るものとする。

（情報の収集等）

第七条 県は、薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため、薬物に関する情報について、収集及び整理を行うとともに、最新の科学的知見に基づく分析及び評価を行うものとする。

2 県は、前項の分析及び評価の結果を、薬物の濫用の防止に関する施策に的確に反映させるものとする。

（情報の提供）

第八条 県は、薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため、県民に必要な情報を提供するものとする。

（教育及び学習の振興）

第九条 県は、県民が薬物の危険性に関する正しい知識に基づき行動することができるようにするため、教育及び学習の振興に必要な措置を講ずるものとする。

（監視及び指導）

第十条 県は、薬物の濫用を防止するための監視及び指導を適切かつ効果的に実施するものとする。

第三章 知事指定薬物の濫用の防止のための規制

(指定)

第十一条 知事は、第二条第七号の規定による指定をするときは、その旨を公示しなければならない。

2 第二条第七号の規定による指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。

(指定の失効)

第十二条 第二条第七号の規定による指定は、知事指定薬物が同条第一号から第六号までに掲げる物に該当するに至ったときは、その効力を失うものとする。

2 知事は、前項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失うときは、その旨を公示しなければならない。

3 第五章の規定は、第一項の規定により知事指定薬物の指定が効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

(製造等の禁止)

第十三条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる行為については、正当な理由がある場合として規則で定める場合は、この限りでない。

- 一 知事指定薬物を製造し、又は栽培すること。
- 二 知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持すること（県の区域外における販売又は授与の目的で所持する場合を含む。）。
- 三 知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告すること。
- 四 知事指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で所持すること。
- 五 多数の者が集まって知事指定薬物をみだりに使用することを知って、そのための場所を提供し、又はあつせんすること。

(報告及び検査)

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、知事指定薬物若しくはこれに該当する疑いのある物（以下「知事指定薬物等」という。）を製造し、栽培し、販売し、授与し、所持し、若しくは広告し、若しくは前条第五号の場所を提供し、若しくはあつせんする者その他の関係者から必要な報告を求め、又は試験のため必要な最少分量に限り知事指定薬物等の提出を求めることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、前項に規定する者の店舗その他必要な場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求が

あつたときは、これを提示しなければならない。

- 4 第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(警告)

第十五条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、警告を発することができる。

- 一 第十三条第一号の規定に違反して知事指定薬物を製造し、又は栽培した者
- 二 第十三条第二号の規定に違反して知事指定薬物を販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で所持した者（県の区域外における販売又は授与の目的で所持した者を含む。）
- 三 第十三条第三号の規定に違反して知事指定薬物を販売又は授与の目的で広告した者
- 四 第十三条第四号の規定に違反して知事指定薬物をみだりに使用し、又はみだりに使用する目的で所持した者

五 第十三条第五号の規定に違反して場所を提供し、又はあつせんした者

- 2 前項の規定による警告は、書面を交付して行うものとする。

(製造中止等の命令)

第十六条 知事は、前条第一項の規定による警告（同項第一号から第三号までに係るものに限る。

以下この条において同じ。）に従わない者に対し、知事指定薬物の製造、栽培、販売、授与若しくは広告の中止（以下「知事指定薬物の製造等の中止」という。）を命じ、又は相当の期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者に対し、同項の規定による警告を発することなく、知事指定薬物の製造等の中止を命じ、又は相当の期限を定めて知事指定薬物の回収若しくは廃棄その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 薬物の濫用から県民の健康と安全を守るため緊急を要する場合において、前条第一項の規定による警告を発する時間的余裕がないとき。

- 二 前条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する者が、過去に同項の規定による警告を受けたことがあるとき。

第四章 雑則

(委任)

第十七条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則)

第十八条 第十六条の規定による命令（第十五条第一項第一号又は第二号に係るものに限る。）に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条第一号又は第二号の規定に違反した者

二 第十六条の規定による命令（第十五条第一項第三号に係るものに限る。）に違反した者

第二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は提出の求めに応ぜず、若しくは虚偽の物件を提出した者

二 第十四条第二項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（両罰規定）

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第十三条から第十六条まで及び第五章の規定は、平成二十五年四月一日から施行する。

愛知県中小企業振興基本条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十二号

愛知県中小企業振興基本条例

我が国の中央に位置する本県は、交通の要衝となる地の利と豊かな自然に恵まれる中で、手工業の時代から、絶えずモノづくりの革新的な技術を発信しつつ、今日まで産業県として発展してきた。

こうした本県の発展は、絶えずモノづくりの技術を革新してきた製造業に携わる人々の努力によるだけでなく、流通業、運輸業、サービス業など、様々な業種の企業が、相互に支え合い、共に成長してきた結果である。

本県の中小企業は、これらの企業の事業活動の主たる担い手として、本県の産業県としての発展に貢献し、本県の経済と雇用を支える重要な役割を果たしてきた。

中小企業は、経営者と従業員の創意工夫によって、新たな事業や商品、サービスを生み出すとともに、地域における新たな雇用を創出するなど、地域経済の活力の維持向上の源となる存在である。また、中小企業は、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結び付きやすい、県民の潜在力と意欲とが發揮される場でもある。さらに、中小企業は、地域に根差した活動を通じて、地

域社会に貢献する役割も担っている。

私たちは、このような中小企業の存在と役割の重要性に対する認識を共有し、自ら努力する中小企業者と共に、中小企業の振興を図るため、ここにこの条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を図り、もって地域社会の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 中小企業者 中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に規定する中小企業者であつて、県内に事業所を有するものをいう。
- 二 中小企業団体 商工会、商工会議所、商店街振興組合、事業協同組合その他の中小企業に關する団体をいう。
- 三 大企業者等 中小企業者以外の事業者（中小企業団体及び金融機関を除く。）をいう。
- 四 金融機関 銀行、信用金庫、信用協同組合その他の金融業を行う者をいう。
- 五 大学等 大学及び高等専門学校並びに大学共同利用機関その他の研究機関をいう。
- 六 小規模企業者 中小企業基本法第二条第五項に規定する小規模企業者であつて、県内に事業所を有するものをいう。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とすること。
- 二 中小企業が、その多様で特色ある事業活動を通じて、地域における経済の活性化を促進し、就業の機会を増大させる等、地域社会の発展及び県民生活の向上に貢献する重要な存在であるという認識の下に行うこと。

三 県、市町村、中小企業者、中小企業団体、大企業者等、金融機関及び大学等の連携の下に行うこと。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業の振興に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(市町村に対する協力)

第五条 県は、市町村が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するものとする。

(中小企業者の取組等)

第六条 中小企業者は、基本理念にのっとり、その経営及び取引条件の向上並びに従業員が仕事と生活の調和を図ることができる環境の整備その他の労働環境の整備に自主的に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 中小企業者は、まちづくりの推進を図る活動その他の地域社会の発展に資する活動を行い、及びそれらの活動に協力するよう努めなければならない。

(中小企業団体の取組等)

第七条 中小企業団体は、基本理念にのっとり、その事業活動を通じて、中小企業者の経営及び取引条件の向上に取り組むとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(大企業等々の配慮等)

第八条 大企業等々は、基本理念にのっとり、中小企業者との事業上の関係において、その事業の成長発展に配慮するよう努めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(金融機関の配慮等)

第九条 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の特性及びその事業の状況を勘案した信用の供与、中小企業者の事業活動に有用な情報の提供その他の方法により中小企業者の経営の向上に配慮するよう努めるとともに、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大学等の協力)

第十条 大学等は、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及における自主的な取組を通じて、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民の協力)

第十一条 県民は、中小企業の振興に対する理解を深め、県が実施する中小企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(経営基盤の強化等の促進)

第十二条 県は、中小企業の経営基盤の強化、経営の革新又は創業を促進するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 中小企業者の経営方法に関する指導及び助言

二 中小企業者が自ら又は大学等若しくは大企業者等と共同して行う新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の支援及びその成果の普及の推進

三 中小企業者の知的財産の保護及び活用の支援

四 中小企業者の連携又は事業の共同化による経営資源の相互の補完の促進

五 創業及び中小企業者が行う新たな事業活動に必要な情報の提供並びにそれらに対する支援体制の整備

六 中小企業者の国内外における市場の開拓及び国外における円滑な事業の展開の支援
七 中小企業者の円滑な経営の承継の支援

(資金の供給の円滑化)

第十三条 県は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、中小企業者を対象とする融資制度の充実、中小企業団体と金融機関との連携の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保の支援)

第十四条 県は、中小企業を担うべき人材の育成及び確保を支援するため、職業能力の開発、技能の継承の支援、従業員の仕事と生活の調和の促進、就業に対する意識の啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(商業の集積の活性化)

第十五条 県は、相当数の中小小売商業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図るため、地域の特産物等の地域資源を活用した新商品の販売又は新役務の提供の支援、商店街振興組合等と連携して行うまちづくりの推進を図る活動の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(小規模企業者への配慮)

第十六条 県は、小規模企業者に対して中小企業の振興に関する施策を講ずるに当たっては、経営資源の確保が困難であることが多い小規模企業者の事情に配慮するものとする。

(施策の推進に係る措置)

第十七条 県は、中小企業の振興に関する施策の推進に当たっては、中小企業者等の意見の聴取その他の調査により当該施策の実施の状況を把握し、適時に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第十八条 県は、中小企業の振興に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

愛知県知事 大村 秀 章

愛知県条例第五十三号

移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十三条第一項の規定に基づき、県が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

(園路及び広場)

第二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号）第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）を併設する^{いんじ}。

二 その他規則で定める基準

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百八十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百二十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する^{いんじ}。

二 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ その他規則で定める基準

三 階段（その踊場を含む。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ハ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 その他規則で定める基準

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(休憩所及び管理事務所)

第三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八十センチメートル以上とすることができる。この場合においても、直接地上へ通ずる出入口のうち一以上のものの幅は、九十センチメートル以上とすること。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設するもの。

ニ その他規則で定める基準

二 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上」とあるのは、「管理事務所」と読み替えるものとする。

(駐車場)

第四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、規則で定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除く。）の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 前項の駐車施設は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(便所)

第五条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 男子用小便器を設ける場合は、一以上の高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する小便器として規則で定めるものが出入口の付近に設けられていること。

三 前号の規定により設けられる小便器には、周囲に手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項各号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の

- 円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。
- 二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。
 - 三 前項第一号の便房が設けられた便所及び同号の便房並びに同項第二号の便所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

(揭示板)

第六条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する揭示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。
- 二 当該揭示板に表示された内容が容易に識別することができるものであること。

(標識)

第七条 前条の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

- 2 第二条から前条（前項において準用する場合を含む。）までに定める基準及び次条の規定により規則で定める基準に適合する特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第二条に定める基準に適合する園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

(委任)

第八条 第二条から前条までに定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準については、規則で定める。

(一時使用目的の特定公園施設)

第九条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十四号

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項の規定に基づき、県が管理する県道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

(用語の定義)

第二条 この条例において使用する用語は、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成十八年国土交通省令第百十六号）において使用する用語の例による。

(歩道等)

第三条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。

2 歩道の有効幅員は、道路構造の技術的基準を定める条例（平成二十四年愛知県条例第十三号）第十二条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造の技術的基準を定める条例第十一条第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。

4 歩道又は自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

5 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合は、この限りでない。

6 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

7 第二項から前項までに定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な歩道等の構造に関する基準については、規則で定める。

(立体横断施設)

第四条 道路には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設（以下「移動等円滑化された立体横断施設」という。）を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高さが低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に定めるもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合は、エスカレーターを設けるものとする。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。

二 二段式の手すりを両側に設けること。

三 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。

四 その他規則で定める構造

5 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。）は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、一・五メートル以上とし、当該階段の高齢者、障害者等の通行の状況を考慮して定めること。
- 二 二段式の手すりを両側に設けること。
- 三 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- 四 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 五 その他規則で定める構造

6 第二項から前項までに定めるもののほか、移動等円滑化された立体横断施設の構造に関する基準については、規則で定める。

(自動車駐車場)

第五条 自動車駐車場には、規則で定める数以上の障害者が円滑に利用することができる駐車場の用に供する部分（以下「障害者用駐車施設」という。）を設けるものとする。

2 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける階には、障害者が円滑に利用することができる停車の用に供する部分を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

3 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

4 前三項に定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な自動車駐車場の構造に関する基準については、規則で定める。

(案内標識)

第六条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、規則で定める高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第七条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、規則で定める視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

(委任)

第八条 第三条から前条までに定めるもののほか、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準については、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 第三条第一項の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同項の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部その他の自動車や減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の部分を設けることができる。

- 3 第三条第一項の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、同条第二項の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員を一・五メートルまで縮小することができる。

- 4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、第三条第二項及び第三項の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員を一メートルまで縮小することができる。

愛知県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十五号

愛知県防災会議条例の一部を改正する条例

愛知県防災会議条例(昭和三十七年愛知県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから」を「法第十五条第五項第六号から第八号までの規定により」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十五条第五項第八号の規定により新たに任命される委員の任期は、改正後の愛知県防災会議条例第二条第二項の規定にかかわらず、平成二十六年三月三十一日までとする。

愛知県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十六号

愛知県災害対策本部条例の一部を改正する条例

愛知県災害対策本部条例（昭和三十七年愛知県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。
第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十七号

国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例の一部を改正する条例

国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例（平成十七年愛知県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「七分の六」を「九分の六」に改め、同条第二項中「七分の一」を「九分の三」に改める。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十八号

愛知県都市公園条例の一部を改正する条例

愛知県都市公園条例（昭和三十二年愛知県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「という。」の下に「第三条第一項、第四条第一項、」を加える。

第二条を次のように改める。

（都市公園の配置及び規模の基準）

第二条 法第三条第一項の条例で定める基準は、次項及び第三項に定めるところによる。

2 次に掲げる都市公園を設置する場合においては、それぞれその特質に応じて県内における都

市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

一 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準として定めること。

二 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、四ヘクタールを標準として定めること。

三 主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めること。

3 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等の都市公園（前項各号に掲げる都市公園を除く。）を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

第二条の次に次の一条を加える。

（公園施設の建築面積の基準に係る割合等）

第二条の二 法第四条第一項の条例で定める割合は、百分の二とする。

2 法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第六条第二項から第五項までに定める範囲とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

愛知県流域下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第五十九号

愛知県流域下水道条例の一部を改正する条例

愛知県流域下水道条例（昭和五十五年愛知県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和三十三年法律第七十九号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第二条の表に次の一項を加える。

新川西部流域下水道

清須市及び北名古屋市

第三条第一項中「下水道法その他法令」を「法その他法令及び次項」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 流域下水道の終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。

- 一 活性汚泥を使用する処理方法によるときは、活性汚泥の解体又は膨化を生じないように工アレーションを調節すること。
- 二 沈砂池又は沈殿池の泥溜めに砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。
- 三 急速濾過法によるときは、濾床が詰まらないように定期的にその洗浄等を行うとともに、濾材が流出しないように水量又は水圧を調節すること。

四 前三号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講ずること。

五 臭気の発散及び蚊、はえ等の発生の防止に努めるとともに、構内の清潔を保持すること。

六 前号のほか、汚泥処理施設（汚泥を処理する処理施設（これを補完する施設を含む。）をいう。以下同じ。）には、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残滓物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置を講ずること。

第八条を第十三条とする。

第七条第一項中「前三条」を「第四条から第六条まで」に改め、同条を第十二条とし、第六条の次に次の五条を加える。

（流域下水道の構造の技術上の基準）

第七条 法第二十五条の十第一項において準用する法第七条第二項に規定する条例で定める流域下水道の構造の技術上の基準は、次条から第十一条までに定めるところによる。

（排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準）

第八条 排水施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）及び処理施設（これを補完する施設を含む。以下同じ。）に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 堅固で耐久力を有する構造とすること。

二 コンクリートその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水及び地下水の浸入を最少限度のものとする措置が講じられていること。

三 屋外にあるもの（生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆い又は柵の設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講じられていること。

四 下水の貯留等により腐食するおそれのある部分にあつては、ステンレス鋼その他の腐食しにくい材料で造り、又は腐食を防止する措置が講じられていること。

五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないよう地盤の改良、可撓^{きよく}継手の設置その他の知事が定める措置が講じられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第九条 前条に定めるもののほか、排水施設の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水管の内径及び排水渠^{ききよ}の断面積は、知事が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。
- 二 流下する下水の水勢により損傷するおそれのある部分にあつては、減勢工の設置その他水勢を緩和する措置が講じられていること。
- 三 暗渠^{きよ}その他の地下に設ける構造の部分で流下する下水により気圧が急激に変動する箇所にあつては、排気口の設置その他気圧の急激な変動を緩和する措置が講じられていること。
- 四 暗渠^{きよ}である構造の部分の下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所その他管渠^{きよ}の清掃上必要な箇所にあつては、マンホールを設けること。
- 五 まず又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第十条 第八条に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 脱臭施設の設置その他臭気の発散を防止する措置が講じられていること。
- 二 汚泥処理施設は、汚泥の処理に伴う排気、排液又は残滓^{さい}物により生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生じないよう知事が定める措置が講じられていること。

(適用除外)

第十一条 前三条の規定は、次に掲げる流域下水道については、適用しない。

- 一 工事を施行するために仮に設けられる流域下水道
- 二 非常災害のために必要な応急措置として設けられる流域下水道

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の改正規定は、平成二十五年三月三十一日から施行する。
- 2 新川西部流域下水道の施設に関する業務についての改正後の愛知県流域下水道条例第六条の規定による指定は、平成二十五年三月三十一日前においても行うことができる。

特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十月十六日

愛知県知事 大村 秀章

愛知県条例第六十号

特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例の一部を改正する条例

特定都市河川浸水被害対策法に基づく許可を要する雨水浸透阻害行為の規模等を定める条例（平成十七年愛知県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

特定都市河川浸水被害対策法施行条例

第一条中「平成十五年法律第七十七号」の下に「。以下「法」という。」を加える。

本則に次の二条を加える。

（雨水貯留浸透施設の標識の設置）

第三条 法第十七条第三項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 雨水貯留浸透施設の名称
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の検査済証番号
- 三 雨水貯留浸透施設の容量（容量のないものにあつては、規模）及び構造の概要
- 四 雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事の許可を要する旨
- 五 雨水貯留浸透施設の管理者及びその連絡先
- 六 標識の設置者及びその連絡先

2 前項の標識は、雨水貯留浸透施設の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

（保全調整池の標識の設置）

第四条 法第二十四条第一項の標識は、次に掲げる事項を明示したものとする。

- 一 保全調整池の名称及び指定番号
- 二 保全調整池の容量及び構造の概要
- 三 保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為をしようとする者は知事に届け出なければならぬ旨
- 四 保全調整池の管理者及びその連絡先
- 五 標識の設置者及びその連絡先
- 2 前項の標識は、保全調整池の周辺に居住し、又はその周辺において事業を営む者の見やすい場所に設けるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

